

消費生活の安全・安心に関する事業について

県民生活課

1 事業の目的

県民の消費生活における安全・安心の実現のため、情報化の進展、成年年齢引下げ等社会情勢の変化によって生じる新たな消費者問題にも対応し、県及び市町村の消費生活相談体制の充実や消費者教育の推進を図る。

2 事業の概要

(1) 消費生活安全・安心事業 26,721千円

① 高齢者の特殊詐欺被害の防止

- 関係機関等と連携した啓発（チラシ等の配布、自動通話録音機の貸出し、啓発講座の開催）
- 多様な広報媒体を活用した啓発（テレビ・ラジオCM、バス車内放送）

② 地域における消費者問題解決力の強化

- 小・中学生向け消費者教育用冊子の配布
- 消費者トラブル防止に関する啓発講座の開催
- 食品表示法の周知・指導（食品表示事例集の配布、事業者相談・指導、セミナーの開催等）

③ 消費生活相談体制の充実

- 消費生活相談員の研修への参加等によるスキルアップ
- 市町村相談窓口への支援（研修会の開催等）

④ 市町村の消費生活相談体制整備等への助成（補助率10/10）

- ・対象市町村：8市2町
- ・取組内容：専任の消費生活相談員の配置、研修への参加等

(2) 消費者行政強化事業 7,568千円

① 新たな消費者問題に対応した人材の育成と消費者教育の推進

- 消費生活相談員の国民生活センター主催研修への参加
- 消費者向け食品ロス削減セミナーの開催
- 人や環境、社会に配慮した消費行動「エシカル消費」の普及・啓発

② 若年者への消費者教育の推進

- 教育庁と連携した消費者教育の推進
 - ・ 高校教員向け指導力向上研修の実施
 - ・ インターネットによる消費者トラブル防止のための支援講座等の開催
- 大学生向け消費者トラブル防止セミナーの開催

③ 新たな消費者問題等に対応した市町村の取組への助成（補助率1/2）

- ・ 対象市町村：6市1町1村
- ・ 取組内容：若年者への消費者教育の推進、エシカル消費の普及・啓発等

3 予算額

34,289千円